

社長様、経理担当者様へ

事務所通信

令和5年2月号

よしかわ税理士事務所

税理士・ファイナンシャルプランナー 吉川 るみ子

〒604-8123 京都市中京区堺町通

四条上る八百屋町 555 番地 303

TEL : 075-366-5944

E-mail : mail@yoshikawa-zei.com

【今月の一言】

日本の空き家戸数は800万戸以上という統計があります。その中で別荘や募集中の賃貸住宅等を除く「その他」に該当する空き家が350万戸以上あり、「その他」の戸数が伸び続けています。

住宅用地に係る固定資産税は小規模の宅地であれば6分の1の軽減税率が採用されます。ただ、①倒壊の危険がある②衛生上の問題がある等の基準に該当すると「特定空き家」と認定され、税制優遇措置が受けられなくなります。

政府は1月31日に放置された空き家の活用促進政策をまとめたところです。

みなさんは結果的に放置されているおうちはありませんか？数日で解決する問題ではありませんので、ご家族で話あう機会をもってみてはいかがでしょうか。

インボイス制度及び電子取引の緩和措置について

自由民主党・公明党が2022年12月16日に発表した「令和5年度税制改正大綱」では、インボイス制度及び電子取引についての緩和措置が盛り込まれました。今回の大綱で見直された点について、以下ご紹介します。

1. インボイス制度の緩和措置について

(1) 免税事業者が適格請求書発行事業者となった場合

免税事業者が適格請求書発行事業者に転換した場合、23年10月1日～26年9月30日の3年間、消費税の納税額が売上消費税の2割に緩和されます。

例えば、売上高が1,000万円ですべての取引が税率10%の場合には、売上税額10万円の2割の2万円が納税額となります。

(2) インボイス保存が不要のケース

基準期間（※1）における課税売上高が1億円以下、または特定期間（※2）における課税売上高が5,000万円以下の事業者が行う1万円未満の課税仕入については、インボイスを保存することなく帳簿への記入だけで仕入税額控除が認められます。

なお、この措置は23年10月1日～29年9月30日の6年間の時限措置とされていますので、29年10月以降はすべての取引でインボイスを保存しないと仕入税額控除が認められなくなる点には注意が必要です。

※1：法人は前々事業年度、個人は前々年

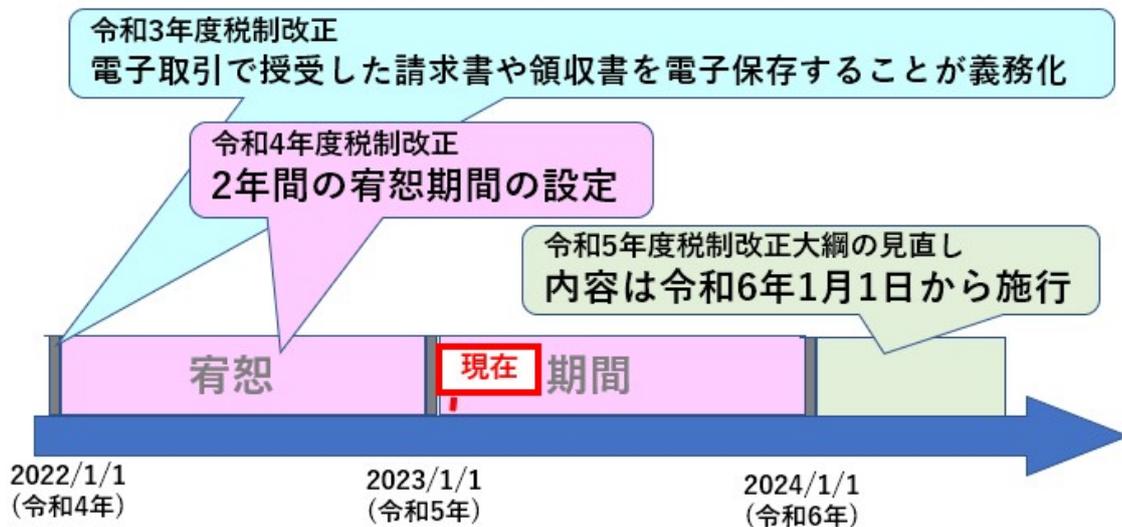
※2：法人は前事業年度の開始の日から6カ月間、個人は前年の1月1日～6月30日

(3) 適格返還請求書の交付が免除されるケース

売り上げにかかる対価の返還等（値引き、バックマージン、販売奨励金等）が税込み1万円未満の場合は、適格返還請求書等の交付義務が免除されます。この措置はすべての事業者が対象となっています。

2. 電子取引の緩和措置について

改正電子帳簿保存法の施行～現在の流れ（電子取引）



(1) 検索要件が不要とされる事業者について

国税庁等の職員の要求に応じて電磁的記録をダウンロードできるようにしていれば検索要件のすべてを不要とする措置について、対象者を売上高1,000万円以下から同5,000万円以下の事業者に拡大することになりました。

必要とされていた検索要件は以下のとおりです。

- 取引データの種類ごとに取引年月日、取引金額、取引先で検索できること
- 日付または金額に係る記録項目については、範囲指定して条件を設定できること
- 2つ以上の任意の記録項目を組み合わせ条件を設定できること

(2) 電子取引のデータ保存ができない事業者について

電子取引の保存要件にもとづいたデータ保存ができない事業者について、納税地等の所轄税務署長が電子取引の保存要件に従ってデータ保存できない相当の理由があることを認め、国税庁等職員の求めに応じて電磁的記録のダウンロード及びプリントアウトした書面を提示・提出できる場合、電子取引の保存要件にかかわらずデータ保存できる猶予措置が設けられました。

多くの緩和措置が取られたとはいえ、インボイス制度への対応や電子帳簿保存法への対応については、システムの導入など準備が必要になってきます。その際に使える補助金にIT導入補助金及び小規模事業者持続化補助金がありますので、リーフレットサイトをご紹介します。ご興味ございましたら事務所へお問い合わせください。

■IT導入補助金



■小規模事業者持続化補助金

